

三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.276 2022年4月・5月号

CONTENTS

1. 三重県からのお知らせ

- ① 高齢者再就職のための再就職支援セミナーのご案内（伊勢） (PDF：1,153 KB)
- ② 高齢者再就職のための再就職支援セミナーのご案内（鈴鹿） (PDF：1,122 KB)
- ③ 高齢者再就職のための再就職支援セミナーのご案内（津） (PDF：1,108 KB)
- ④ 高齢者再就職のための再就職支援セミナーのご案内（四日市） (PDF：1,153 KB)
- ⑤ 勤労者福祉サービスセンターをご存知ですか？ (PDF：197 KB)
- ⑥ みえの働き方改革推進企業令和3年度表彰企業について (PDF：1,073 KB)

2. 三重県労働委員会事務局からのお知らせ

- ① 令和3年三重県労働委員会活動状況について (PDF：148 KB)

3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 新しい働き方・休み方を実践するために、年次有給休暇を上手に活用しましょう (PDF：2,108 KB)
- ② 令和4年死亡災害ゼロ アンダー2,000 みえ推進運動について (PDF：1,645 KB)
- ③ くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます！
新しい認定制度もスタートします！ (PDF：403 KB)
- ④ 労働保険の手続きは便利な電子申請で！！ (PDF：345 KB)

4. 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

- ① 令和4年度上期（4月～9月）産業保健研修会（無料）のご案内 (PDF：692 KB)
- ② 令和4年度上期（4月～9月）産業保健研修会（産業医向け）について (PDF：263 KB)
- ③ 令和4年度上期（4月～9月）産業保健研修会（産業保健スタッフ向け）について (PDF：489 KB)

* 「三重の労働2022年4月・5月号」全ページを一括ダウンロード (PDF：10,305 KB)

令和4年度 生涯現役促進地域連携事業
定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

高齢者再就職のための

再就職支援セミナー のご案内

入場
無料

開催日時

2022年
4/19火
13:30 ~ 16:00

会場

三重県伊勢庁舎
4階 401会議室
伊勢市勢田町 628-2
TEL.0596-27-5111

雇用保険受給者の
皆さま

失業の認定における
「求職活動実績」として
認められます。
雇用保険受給資格証を
必ずご持参ください。

県内の直近の雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、全般的には、非常に厳しい状況が続いているところですが、コロナ後を見据えた動きも見られます。また、業種によっては人手不足の事業所もあります。加えて、将来にわたり引き続き、労働力人口の減少が見込まれていることから、高齢者（高齢者とは概ね55歳以上を対象としています。）は貴重な戦力と期待されています。そこで、高齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を増やし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記の再就職支援セミナーを開催します。高齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

第1部

「セカンドライフのデザイン」～自分らしく生きる、働くために～

13:30
～
14:30

講師 キャリアコンサルタント 西村 佳美氏

第2部

「業界研究」

14:30
～
15:00

「卸売業・小売業・観光業」(株)伊勢福

「介護・福祉等」、「観光業」(動画) (社福)志摩市社会福祉協議会、(株)胡蝶蘭

第3部

「個別相談会」※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで)

15:00
～
16:00

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込みください。

TEL 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 40名

締切 2022年4月15日(金)までにお願いします。(定員締切)

担当 中村

4月19日 三重県伊勢庁舎分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

※本セミナーへの申込み内容については、ハローワークへ情報提供を行わせて頂きます。同意の上でお申し込みください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710



GREEN PRINTING JFPI
P-B10216
この印刷製品は、環境に配慮した
原料と工場で製造されています。

高年齢者再就職のための

入場
無料

再就職支援セミナー のご案内

開催日時

2022年

5/19^木

13:30 ~ 16:00

会場

三重県鈴鹿庁舎
4階 第46会議室鈴鹿市西条 5-117
TEL.059-382-9785雇用保険受給者の
皆さま失業の認定における
「求職活動実績」として
認められます。
雇用保険受給資格証を
必ずご持参ください。

県内の直近の雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、全般的には、非常に厳しい状況が続いているところですが、コロナ後を見据えた動きも見られます。また、業種によっては人手不足の事業所もあります。加えて、将来にわたり引き続き、労働力人口の減少が見込まれていることから、高年齢者（高年齢者とは概ね55歳以上を対象としています。）は貴重な戦力と期待されています。そこで、高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を増やし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記の再就職支援セミナーを開催します。高年齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

第1部

「コロナ禍で主流になったWEB面談(面接)の注意点」

13:30
~
14:30

講師

名古屋経済大学経済学部
教授兼キャリアセンター長 大黒 光一 氏

第2部

「業界研究」

14:30
~
15:00「卸売業・小売業」 三重交通商事株式会社
「介護・福祉等」、「製造業」(動画) 村瀬病院グループ、マクセルクレハ(株)

第3部

「個別相談会」※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで)

15:00
~
16:00三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込みください。

TEL 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 50名

締切 2022年5月16日(月)までにお申し込みします。(定員締切)

担当 中村

5月19日 三重県鈴鹿庁舎分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

※本セミナーへの申込み内容については、ハローワークへ情報提供を行わせて頂きます。同意の上でお申し込みください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710



GREEN PRINTING JPPF
P-B10216
この印刷製品は、環境に配慮した
原料と工場で製造されています。

高年齢者再就職のための

再就職支援セミナー
のご案内入場
無料

開催日時

2022年
5/27(金)
13:30 ~ 16:00

会場

三重県津庁舎
6階 大会議室津市桜橋 3-446-34
TEL.059-223-5010雇用保険受給者の
皆さま失業の認定における
「求職活動実績」として
認められます。
雇用保険受給資格証を
必ずご持参ください。

県内の直近の雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、全般的には、非常に厳しい状況が続いているところですが、コロナ後を見据えた動きも見られます。また、業種によっては人手不足の事業所もあります。加えて、将来にわたり引き続き、労働力人口の減少が見込まれていることから、高年齢者（高年齢者とは概ね55歳以上を対象としています。）は貴重な戦力と期待されています。そこで、高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を増やし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記の再就職支援セミナーを開催します。高年齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

第1部

「高年齢者の再就職のために」

13:30
~
14:30

講師

株式会社 R&E コンサルタント
人財育成専門チーム チーフコンサルタント 中川 眞理子 氏

第2部

「業界研究」

14:30
~
15:00「介護・福祉等」社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター
「製造業」伊藤印刷株式会社

第3部

「個別相談会」※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで)

15:00
~
16:00三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込みください。

TEL 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 80名

締切 2022年5月25日(水)までにお願いします。(定員締切)

担当 中村

5月27日 三重県津庁舎分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

※本セミナーへの申込み内容については、ハローワークへ情報提供を行わせて頂きます。同意の上でお申し込みください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710



GREEN PRINTING JPPP
P-B10216
この印刷製品は、環境に配慮した
原料と工場で製造されています。

高年齢者再就職のための

再就職支援セミナー

入場
無料

のご案内

開催日時

2022年
6/27^月
13:30 ~ 16:00

会場

三重県四日市庁舎
6階 大会議室四日市市新正 4-21-5
TEL.059-352-0552雇用保険受給者の
皆さま失業の認定における
「求職活動実績」として
認められます。
雇用保険受給資格証を
必ずご持参ください。

県内の直近の雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、全般的には、非常に厳しい状況が続いているところですが、コロナ後を見据えた動きも見られます。また、業種によっては人手不足の事業所もあります。加えて、将来にわたり引き続き、労働力人口の減少が見込まれていることから、高年齢者（高年齢者とは概ね55歳以上を対象としています。）は貴重な戦力と期待されています。そこで、高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働くことができる機会を増やし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記の再就職支援セミナーを開催します。高年齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

第1部

「シニア世代のライフプランについて」

13:30
~
14:30

講師

グッドライフ設計塾 代表 菅田 芳恵 氏
(特定社会保険労務士・1級FP技能士)

第2部

「業界研究」

14:30
~
15:00

「介護・福祉等」 医療法人 博仁会（村瀬病院グループ）

「卸売業・小売業」、「製造業」（動画）スーパーサンシ(株)、マクセルクレハ(株)

第3部

「個別相談会」※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで)

15:00
~
16:00

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク

会場へのご案内



参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込みください。

TEL 059-228-3557 **FAX 059-228-3710**

e-mail kazu@miekeikyo.jp

定員 100名

締切 2022年6月23日(木)までにお願いします。(定員締切)

担当 中村

6月27日 三重県四日市庁舎分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

※本セミナーへの申込み内容については、ハローワークへ情報提供を行わせて頂きます。同意の上でお申し込みください。

申込先

三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710



勤労者福祉サービスセンターをご存知ですか？

～働く人のため 便利でお得な情報がいっぱい！～

勤労者福祉サービスセンターは、中小企業と大企業との福利厚生に対する格差を縮小することを目的に、中小企業等で働く皆さんに総合的な福利厚生サービスを提供しています。

現在、三重県内3ヶ所に設置されており、各地域に密着した様々な事業・サービスを展開しています。ご入会いただくと、僅かな会費負担で個々の事業所では実施困難な大企業並みの充実した福利厚生を実現できます。

1. 入会すると、こんなメリットがあります！

- *企業のイメージアップ
- *福利厚生にかかる手間や事務量の軽減
- *福利厚生費の削減
- *ニーズに対応した幅広い福利厚生の実現
- *活気あふれる職場づくり
- *祝い金、見舞金、弔慰金の充実
- *有能な人材の確保と職場定着の向上
- *従業員の健康管理、健康維持増進

2. 主なサービス内容

- *余暇活動（イベント実施、レジャー施設等の割引、レジャー施設等の割引、各種チケット割引あっせん）
- *生涯学習・自己啓発（文化・教養講座実施、通信教育講座等の受講費一部助成）
- *健康の維持・増進（人間ドック等の受診助成、インフルエンザ予防接種補助、スポーツ施設割引）
- *共済給付事業（慶弔、傷病休業、住宅災害等）

◆三重県内の勤労者福祉サービスセンター ※詳しいサービスの提供内容については、各センターへお問い合わせください。

	(公財) 松阪市勤労者サービスセンター ＜ゆうとびあ＞	(一社) 三重中勢勤労者サービスセンター ＜ジョイフル中勢＞	(一社) 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター ＜ジョイワーク＞
所在地	〒515-0041 松阪市上川町 212-1 ワークセンター松阪内 TEL0598-29-6510 FAX0598-29-6514	〒514-0002 津市島崎町 143-6 津市労働会館内 TEL059-222-1500 FAX059-222-1505	〒516-0076 伊勢市八日市場町 13-13 サンライブ伊勢内 TEL0596-20-1177 FAX0596-20-1188
設立市町	松阪市	津市	伊勢市・鳥羽市・玉城町
入会金	1人につき500円	1人につき500円	1人につき500円
会費	1人につき月額800円	1人につき月額800円	1人につき月額800円
利用対象者	会員とその同居家族	会員とその2親等以内の親族	会員とその同居家族
会員資格	・松阪市内に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。 (個人事業主でも可) ・松阪市内に居住し、市外の事業所に従事する勤労者の方→個人で入会申込	・津市内に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。 (個人事業主でも可)	・伊勢市、鳥羽市、玉城町に主たる事務所を有する事業所に勤務する勤労者と事業主 ※事業所単位で入会することが原則です。 (個人事業主でも可) ・伊勢市、鳥羽市、玉城町に居住し、その区域外の事業所に従事する勤労者の方→個人で入会申込
会員数 (R4.3.1現在)	(8, 210人) (1, 474事業所)	(6, 077人) (537事業所)	(5, 089) (821事業所)
ホームページ	https://utopia.zenpuku.or.jp/	https://www.joyfull-chusei.jp/	https://joywork.zenpuku.or.jp/

令和3年度

みえの働き方改革推進企業 三重県知事表彰



ベストプラクティス賞

株式会社三十三銀行



ベストプラクティス賞

株式会社石吉組



グッドプラクティス賞

株式会社山下組



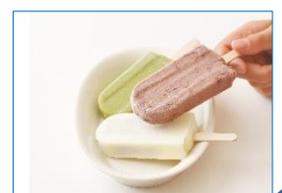
グッドプラクティス賞

東海住電精密株式会社



奨励賞

井村屋グループ 株式会社



受賞企業のご紹介

「みえの働き方改革推進企業」の令和3年度登録企業126法人の中から、下記の5法人を、令和3年度三重県知事表彰に決定しました。

ベストプラクティス賞 株式会社三十三銀行

(四日市市：銀行業)

- 2023年度中に指導的立場にある職員のうち女性職員比率を25%以上とする目標を掲げ、達成に向けてキャリア開発を推進する研修・面接等、女性の活躍支援に取り組んでいる。
- 合併前の両行とも「プラチナくるみん」の認定を受けており、合併後も引き続き認定を受けている。(2021年5月に三重銀行と第三銀行が合併して三十三銀行となった。)
- 1on1ミーティングや入社1～2年目の職員を対象とした人事部によるコミュニケーション面談など、所属長や人事部を中心に風通しの良い職場づくりに取り組んでいる。



1on1ミーティングをはじめとしたコミュニケーションに注力。



職歴や役職に応じ、多様なテーマのキャリア開発研修を実施。

ベストプラクティス賞 株式会社石吉組

(志摩市：建設業、福祉事業)

- 20パターンもの多様な勤務形態を整備し、ライフスタイルに合わせた働き方を実現。
- 障がい者や高齢者雇用にも注力しており、日頃からコミュニケーションを密に取っていることもあり、離職者が少ない。とりわけ障がい者雇用は、平成19年から取り組んでおり、定年退職者1名を除き離職者はいない。
- 建設部門・福祉部門ともに多数の女性職員が活躍しており、女性管理職の登用にも積極的



障がいのあるスタッフも活躍中



建設部門で女性技術職が活躍

グッドプラクティス賞 株式会社山下組

(志摩市：建設業)

- 建設現場でのICT機器の活用、事務所内のペーパーレス化など業務効率改善。
- 完全週休二日制を導入。
- 社屋を災害時の避難場所として整備するなど、防災活動を中心に様々な地域貢献活動を実践。



10年前から現場職長へタブレット端末を支給。工事予定報告などに活用。



社屋を災害時の避難場所として整備。平時は防災グッズを展示。

グッドプラクティス賞 東海住電精密株式会社

(菟野町：製造業)

- 工場内の設備の稼働状況を把握するモニターを導入。工程の無駄を把握し、業務効率化につなげている。
- メンタルヘルス対策をはじめ、社員の健康増進を目的とした様々な取組を実施。
- 勤務間インターバル制度、ジョブリターン制度、65歳定年制を導入。



設備ごとの生産状況をリアルタイムで確認できるモニタリングシステム。



経済産業省による「健康経営優良法人」に6年連続認定。さらに、上位500社の「ブライツ500」にも認定。

○社内託児所の設置や、社員が親子で環境学習できるイベントを開催するなど、仕事と家庭の両立を支援。

○DXプロジェクトとして、テーマごとに3つの業務改善チームを立ち上げた。各チームが中心となり、情報のクラウド化や働き方改革に取り組んでいる。



DXプロジェクト
(顔認証システム導入)



アズキキングの森
(親子環境学習イベント)

これまでの知事表彰企業

(直近2年度分)

●令和2年度

《ベストプラクティス賞》

日本土木工業株式会社(御浜町：建設業)

《グッドプラクティス賞》

万協製薬株式会社(多気町：製造業)

株式会社エフテック亀山事業所(亀山市：製造業)

《奨励賞》

株式会社四日市事務機センター(四日市市：小売業)

●令和元年度

《ベストプラクティス賞》

住友電装株式会社(四日市市：製造業)

《グッドプラクティス賞》

株式会社石吉組(志摩市：建設業、福祉事業)

株式会社光機械製作所(津市：製造業)

《奨励賞》

東海住電精密株式会社(菰野町：製造業)

令和3年三重県労働委員会活動状況

労働委員会は、労使間で起きた労働条件等に関する問題を当事者の話し合いで自主的に解決することが困難な場合、より良い労使関係を築くために、労使間の紛争を中立・公正な立場で早期に解決する手助け等を行っています。

1 労働委員会の主な仕事

- ① 労働組合と会社の間で発生した労働条件等に関する問題の解決の支援（あっせん）
- ② 個々の労働者と会社の間で発生した労働条件等に関する問題の解決の支援（個別労働関係紛争のあっせん）
- ③ 労働組合から救済が申し立てられた不当労働行為に関する審査
- ④ 病院や公共交通機関等の公益事業の争議行為に関する調査
- ⑤ 労働組合が法人登記、不当労働行為救済申立て等を行う場合の資格審査
- ⑥ 地方公営企業等の職員のうち使用者の利益代表者に該当する者の認定・告示



2 令和3年活動状況

	取扱い件数			終結 件数	繰越 件数
	前年繰越	新規	計		
① あっせん ※a	1	2	3	3	0
② 個別労働関係紛争のあっせん ※b	0	2	2	2	0
③ 不当労働行為の審査 ※c	3	0	3	3	0
④ 公益事業の争議行為に関する調査	0	7	7	7	0
⑤ 労働組合の資格審査	1	2	3	3	0
⑥ 認定・告示	0	1	1	1	0

※a 新規申請分のあっせん希望事項は、「『経営又は人事』に関するもの」が1件、「『団交促進』に関するもの」が1件、「その他」が2件でした。（あっせん申請1件につき、あっせん希望事項が複数の場合があります。（※bも同様です。））

※b 新規申請分のあっせん希望事項は、「『経営又は人事』に関するもの」が2件、「『賃金等』に関するもの」が2件、「『労働条件等』に関するもの」が1件でした。

※c 不当労働行為の審査の平均処理日数は632日でした。

ほっと一息。
ゆっくり休めば、
この春が
もっと楽しくなる。

新しい働き方・休み方を実践するために

年次有給休暇 を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



働き方・休み方改善
ポータルサイト



年休取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

新しい働き方・休み方を実践するために、 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

令和4年 死亡災害ゼロ



アンダー2,000みえ推進運動

三重労働局は、

死亡災害の撲滅 死傷者数2,000人未満

を目指し、労働災害防止対策を推進します

重点事項

○ 重点災害

機械災害

「はさまれ・巻き込まれ」

「切れ・こすれ」

墜落・転落災害

交通労働災害

転倒災害

高年齢労働者の労働災害

○ 重点業種

製造業

建設業

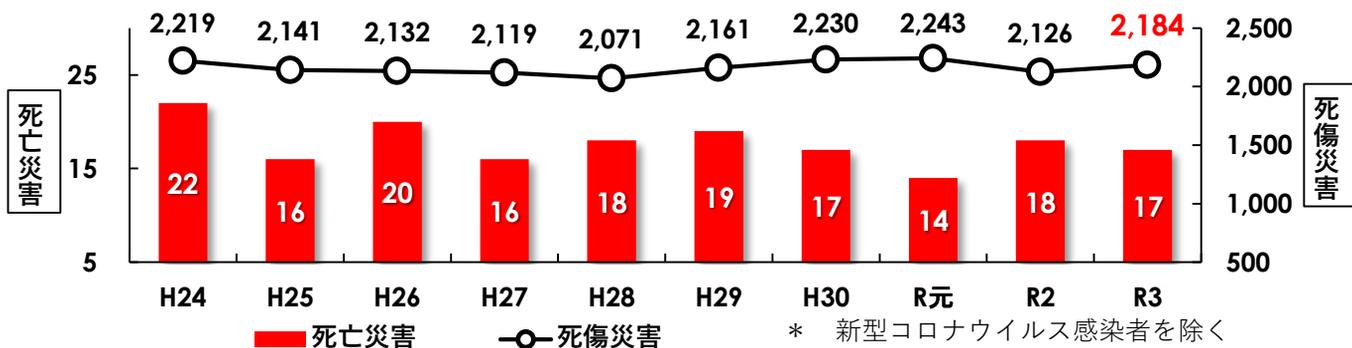
道路貨物運送業

小売業

社会福祉施設

リスクアセスメント・安全衛生活動の推進
～ P D C A サイクルで労働災害を未然防止！ ～





【機械災害防止対策】

- 安全装置等の有効化
- 作業手順の励行
- リスクアセスメント・リスク低減措置



【墜落・転落災害防止対策】

- 足場・屋根からの墜落・転落災害防止
- 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止
- トラックの荷台からの墜落・転落災害防止



【交通労働災害防止対策】 「交通労働災害防止のためのガイドライン」

- 交通ルールの遵守
- 運転時及び歩行時の安全確認の徹底



【転倒災害防止対策】 「STOP！転倒災害プロジェクト」

- 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- 危険箇所の表示等の危険の「見える化」

【製造業】 機械設備等へのはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止

【建設業】 墜落・転落災害防止

【道路貨物運送業】 交通労働災害防止 墜落・転落災害防止

【小売業・社会福祉施設】 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」

【高齢労働者に対する労働災害防止対策】

- 転倒災害防止
- 身体機能を補う設備・装置の導入
- 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- 健康状況、体力の状況の把握・対応
- 丁寧な安全衛生教育の実施

「エイジフレンドリーガイドライン」



アンダー2000推進運動特設ページ
ガイドライン等のDLはこちら⇒



アンダー2000みえ推進運動

検索

【協力団体】（一社）三重労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会三重県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会四日市支部、（一社）日本ボイラ協会三重支部、（一社）日本クレーン協会三重支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会三重県支部、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部、（独行）三重産業保健総合支援センター、三重県RSTトレーナー会、各地区労働基準協会

令和4年
4月1日
から

くるみん認定、プラチナくるみん認定の 認定基準等が改正されます！ 新しい認定制度もスタートします！

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

令和4年4月1日から認定制度が改正されます。改正のポイントは以下のとおりです。

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されます。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。

男性の育児休業等取得率 現行：**7%**以上 → 令和4年4月1日以降：**10%**以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
現行：**15%**以上 → 令和4年4月1日以降：**20%**以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」 (<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/> p.3 参照) で公表すること、が新たに加わります。

認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、現行の男性の育児休業等の取得に関する基準の水準でも基準を満たします。なお、この場合に付与されるマークは現行マークとなります。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。



新しいくるみんマーク

ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されます。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。

男性の育児休業等取得率 現行：**13%**以上 → 令和4年4月1日以降：**30%**以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
現行：**30%**以上 → 令和4年4月1日以降：**50%**以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されます。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合
現行：**55%** → 令和4年4月1日以降：**70%**

特例認定に関する経過措置

①令和4年4月1日から令和6年3月31日の間の認定申請は、現行の男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の水準でも基準を満たします。

②令和4年3月31日以前は改正前の基準を前提に取り組んでいるため、男性の育児休業等の取得に関する基準や女性の継続就業に関する基準の算出にあたって、令和4年4月1日以降から計画期間の終期までを「計画期間」とみなし算出することも可能とします。

特例認定の取消に関する経過措置

プラチナくるみんは認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和4年4月1日から令和5年3月31日までを含む場合は、新基準を満たしていなくても現行の基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

経過措置の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

トライくるみんマーク

ポイント3

○新たな認定制度「トライくるみん」が創設されます。

認定基準は、現行のくるみんと同じです。※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。



ポイント4

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設されます（詳細は p.4 参照）。

現行くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準

<p>現行くるみん</p> 	<p>トライくるみん</p> 	<p>新しいくるみん</p> 
<p>1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。</p>		
<p>2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</p>		
<p>3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</p>		
<p>4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。</p>		
<p>5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。 (2) 計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて1.5%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p>		<p>5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が1.0%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて2.0%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p>
<p>＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p>		
<p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）</p>		<p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。</p>
<p>② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。</p>		<p>② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。</p>
<p>③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が7%以上であること。</p>		<p>③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が1.0%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。</p>
<p>④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。</p>		<p>④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。</p>
<p>6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。</p>	<p>＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p>	<p>6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。</p>
<p>＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。</p>		
<p>7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。</p>		
<p>8. 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。 (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月4.5時間未満であること。 (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p>		
<p>9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p>		
<p>10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。</p>		

新プラチナくるみん認定基準

プラチナくるみん



1～4. 現行くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準1～4と同一

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**30%**以上であること。

(2) 計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**50%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が**30%**以上であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6～8. 現行くるみん、トライくるみん認定基準6～8と同一

9. 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

10. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が**90%**以上であること。

(2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が**70%**以上であること。

<労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間中に(1)が**90%**未満かつ(2)が**70%**未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が**90%**以上または(2)が**70%**以上であれば、基準を満たす。

11. 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

12. 現行くるみん、トライくるみん、新くるみん認定基準10と同一

○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度＝各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

- ・1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3ヶ月以内
- ・2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3ヶ月以内 に行ってください。

「両立支援のひろば」<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

は、厚生労働省が運営するウェブサイトです。

- ・一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」
- ・自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成できる「両立診断サイト」
- ・企業や労働者向けのお役立ち情報 など、職場で両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご活用ください。



不妊治療と仕事との両立に関する認定基準

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、
不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されます。

1. 受けようとするくるみんの種類に応じた p.2 または p.3 の認定基準を満たしていること。

※例えば、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として
くるみん認定を受けようとする場合、p.2のくるみん認定基準の1～10を満たす必要があります。

2. 次の(1)～(4)をいずれも満たしていること。

- (1) 次の①及び②の制度を設けていること。
- ① 不妊治療のための休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）
 - ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- (2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。
- (3) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
- (4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

※不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業としてプラチナくるみん認定を受けた企業は、毎年少なくとも1回、2(1)①の不妊治療のための休暇制度の内容、2(1)②の制度のうち講じているものの内容、2(3)の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組の内容の公表日の前事業年度における状況についても、「両立支援のひろば」にて公表を行う必要があります。

公共調達における加点評価

○各府省等が総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業などを加点評価するよう国の指針において定められています。それに基づき各府省等は、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式または企画競争による調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。

○個別の調達案件における加点評価については、各調達案件の担当にお問い合わせください。

内閣府からのお知らせ 中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業

○中小企業における子育て支援環境を整備する観点から、「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対し、上限50万円の助成金を支給する「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」を実施しています（令和3年10月から令和9年3月まで）。

○事業の詳細については、以下のURLをご覧ください。一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。

くるみん助成ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/>

働き方改革推進支援資金

○「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が100人以下）や、上記のうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

○働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURLをご覧ください。日本政策金融公庫へお問い合わせください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

令和3年11月作成（令和4年3月改訂）リーフレットNO.8

労働保険の手続は便利な電子申請で!!

～5月は「電子申請利用促進月間です。～」

労働保険に関する申請や届け出について、書面での手続ではなく、「電子申請」を使うことで、役所に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも便利に手続きができます！

三重労働局では、4月から総務部労働保険徴収室に電子申請体験コーナーを常設し、「電子申請」に関する説明を行っています。

また、厚生労働省ホームページの「労働保険関係手続の電子申請について」を検索していただくと、「労働保険の電子申請説明動画」として、①初期設定編、②年度更新申告書の作成、提出編などの動画を掲載しており、動画で確認していただくことができます。

事前準備については、厚生労働省ホームページの「労働保険関係手続の電子申請にかかる基本的な流れ」にて、事前準備ガイド book をダウンロード。

マイナンバーカードを利用した申請方法や、G ビズ ID を利用した申請につい

ても、厚生労働省ホームページの「労働保険関係手続の電子申請について」で確認することができます。

口座振替納付も併せてご利用いただくと、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消され、法定納期限から保険料の引き落とし日まで2週間から最大約2カ月のゆとりが生じます。

◎ 労働保険に関するお問合せ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎：059-226-2100
又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

◎ 労働保険に関するお問合せ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎：059-226-2100
又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

令和4年度上期(4月～9月分) 産業保健研修会【無料】のご案内



三重産業保健総合支援センター(三重さんぼセンター)主催の研修会は、産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染予防対策(以下、コロナ対策といいます。)に十分留意し開催いたします。研修会は「産業医向け研修会(三重県医師会共催、日本医師会認定産業医研修)【単位取得有り】」と「産業保健スタッフ向け研修会【単位取得無し】」に区分していますが、どちらの研修会も職種等に関係なく希望される産業保健スタッフ、事業主等の皆様に受講していただけますので是非ご利用ください。

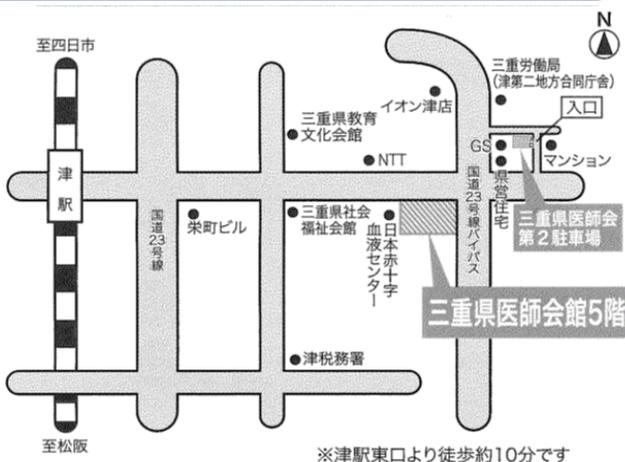
産業保健研修会申込み方法及び注意事項等

- **申込み方法**:原則、**当センターのホームページ(以下、HP といいます。)**の「研修のご案内申込み」の「研修会申込み」の画面から、**研修会の前日までに行ってください。**
- **申込み回数**:コロナ対策により定員を制限しているため、少しでも多くの方に研修の機会を設けさせていただきたく、「**産業医向け研修会**」については、**お1人様1ヶ月間に1研修以内**とします。ただし研修会開催日の一週間前において、定員に達していない場合は制限を解除します。なお、「産業保健スタッフ向け研修会」の制限はありません。
- **受付開始日**:**研修会開催日の属する月の初日の2ヶ月前の開館日**とします。
- **受付締切日**:研修会前日までとしますが、**定員になり次第受付けを終了**します。ただし、キャンセル等で定員に余裕ができた場合は、受付けを再開しますので、希望される研修会については、随時HPを確認してください。
- **研修を受講される方**:コロナ対策の観点から当面の間、**県内に在住又は在勤されている方のみ**とさせていただきます。
- **申込み前に!**:**必ず HP の「三重産業保健総合支援センター産業保健研修会受講者の皆様へ」をご覧ください、ご理解の上、お申込みください。**なお、コロナ対策、天災事変、申込者が少ない場合や講師都合等により**研修会を中止する場合があります。**既に申込み済みの方には、当センターから連絡させていただきます。
- **研修会場**:三重さんぼセンター会議室(三重県医師会館 5階)です。
- **研修時間**:「**産業医向け研修会**」は**14時30分から16時30分**まで、「**産業保健スタッフ向け研修会**」は**14時00分から16時00分**までの2時間が基本ですが、一部の研修会は開始時間等が異なりますのでご注意ください。なお、都合等で**欠席される場合は、早めに必ず連絡をお願いします。**
- **オンライン研修会**:「産業保健スタッフ向け研修会」の内【オンライン研修】の表示のあるものについて実施します。ご希望の方は HP に記載の「オンライン研修会受講の皆さまへ」を必ずお読みいただき、ご理解の上で申込みをお願いします。オンライン会議ツールは「Zoom」を使用します。スムーズに接続していただくために、アプリのダウンロードをお勧めします。

日本医師会認定産業医制度の生涯研修研修会に関するお願い

- 「産業医向け研修会」は、「日本医師会認定産業医制度」における「生涯研修」の単位が取得できる指定研修として、申請中(本書作成時)です。指定研修会当日、単位取得を希望される方は、「産業医学研修手帳(Ⅱ)」をお預かりし、本人確認を実施させていただきますので、受付に「産業医学研修手帳(Ⅱ)」をご持参の上、公的機関発行の顔写真付き身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。
- 研修会に15分以上の遅刻・早退があった場合は、単位の一部又は全部が認められなくなりますのでご留意願います。また、研修予定時間の一部のみの受講を希望される申込みは受け付けられませんのでご了承ください。
- 日本医師会認定産業医制度における「オンライン・個人参加型研修会について」の詳細は、日本医師会又は三重県医師会へお問合せください。

三重産業保健総合支援センター案内図



三重さんぼセンターご利用日時

平日8時30分から17時15分まで(12:15~13:00を除く)
(休日:毎週土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始)



独立行政法人 労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター
(三重さんぼセンター)

〒514-0003 津市桜橋二丁目191番4 三重県医師会館5階
TEL 059-213-0711 / FAX 059-213-0712
ホームページアドレス <https://www.mies.johas.go.jp/>
Eメールアドレス mie-jooohas@mies.johas.go.jp

三重さんぼセンターのHPをご活用ください!

三重産業保健総合支援センター

検索



三重産業保健総合支援センター 令和4年度上期(4月～9月)産業保健研修会

■ 令和4年度上期 産業保健研修会(産業医向け) 三重県医師会共催 日本医師会認定産業医研修【単位取得有り】

※は研修時間にご注意ください。

開催日時	研修会テーマ/内容	講師/所属・役職・資格等/ 定員 / 認定研修
4月13日 (水) 14:30～16:30	メンタルヘルスに関わる心理検査(エゴグラム検査)の実習と活用法の検討 E. パーンの交流分析理論のうち「自我構造分析」を取り上げ、自我構造分析に用いるエゴグラム検査の開発過程を概観するとともに実習を行います。そして、メンタルヘルスへの適用についても考えます。	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
4月20日 (水) ※13:30～16:30	労働基準法のあらまし 労働トラブル未然防止のための労働関係法及び働き方改革関連法について、実例を交えて説明します。	大西 洋一 社会保険労務士 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 3単位
4月28日 (木) ※14:00～16:00	放射線による事故事例と放射線事故が起きた際の測定装置の使い方 事故事例から放射線測定器を用いてどのように測定し、それをどう理解するのか実際に測りながら教える。	木村 真三 獨協医科大学 国際疫学研究室福島分室 室長・准教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
5月10日 (火) 14:30～16:30	動機づけ面接と減酒・節酒等への活用 喫煙・肥満・高血圧・糖尿病・ギャンブルにも応用されている面接技法である動機づけ面接法について理解を深めるとともに、減酒・節酒への活用を一緒に学びましょう。	井上 雄一郎 (医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
5月12日 (木) 14:30～16:30	化学物質の有害性のリスクアセスメントの基本と事例 化学物質の有害性のリスクアセスメントについて基本的な事項について説明し、リスクの見積り例とリスクの低減措置など、化学物質の有害性のリスクアセスメントのポイントと実施例について紹介します。	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
5月19日 (木) ※14:00～16:00	歯周病などの歯科疾患と生活習慣病との関連について 歯科疾患と生活習慣病は深く関連しています。今回は、歯周病と全身の健康との関連と歯周病予防についてお話します。	福森 哲也 (公社)三重県歯科医師会 常務理事 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
5月23日 (月) 14:30～16:30	行動変容が難しい「生活習慣病を持つ社員」へのアプローチ 職場には生活習慣病についての知識のない人、知識はあっても自覚症状がないため行動変容を起こさない人、行動変容を起こしたいと思っても多忙のために実行できない人など、さまざまな人がいます。それらの人々にどのようにアプローチをすればよいか、行動変容理論を活用して、述べてみたいと思います。	河野 啓子 四日市看護医療大学 名誉学長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
6月1日 (水) 14:30～16:30	リスニング(カウンセリング)の考え方と展開方法 メンタル不調の従業員に対する対応方法の一つであるリスニング(カウンセリング)について、リスニングとカウンセリングの相違点を明らかにしたうえで、特にリスニングに焦点を当て、その基本的考え方と展開方法について解説します。	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
6月3日 (金) ※13:30～15:30	産業医及び産業保健スタッフが知っておきたい国が支援する7つの最新キーワード&ツール⑤ withコロナ時代のテレワーク等を含めた新しい働き方、健康経営優良法人認定制度、SNS相談などの国が公表している最新情報の他、ストレスチェック実施後の職場環境改善活動や高ストレス者への面接指導時に活用できる最新ツールなどを説明します。	石見 忠士 こころの耳運営事務局長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
6月8日 (水) 14:30～16:30	化学物質のリスクアセスメントとその活用 化学物質のリスクアセスメントについて紹介し、現場における活用について検討する。	谷垣 己子男 労働衛生コンサルタント・第一種作業環境測定士 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
6月9日 (木) 14:30～16:30	メンタルヘルス不調者に対する産業医の役割と法的諸問題 新型コロナウイルス感染症のまん延が職場環境や労働者の働き方に大きな影響を及ぼし、あらたなメンタルヘルス不調の問題が生じ国内の自殺者も増加している。産業医は、悩みを抱えている労働者の相談相手にもなるいわゆる「ゲートキーパー」としての役割をいかに適切に行わせるか、法的観点から解説します。	國田 武二郎 あすなる法律事務所 弁護士 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
6月16日 (木) 14:30～16:30	労災保険制度及び認定基準等の概要 労災保険の給付内容や各種制度の概要、労災認定の考え方、各種認定基準等について解説します。	三重労働局 労災補償課 地方労災補償監察官 三重労働局労働基準部労災補償課 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
6月21日 (火) 14:30～16:30	職場における総合的ハラスメント対策・母性健康管理 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠等ハラスメントの防止のための対策、事業主の責務等について解説します。また、女性労働者の妊娠期から出産後にかけての事業主が講ずべき措置や母性保護規定などについて解説します。	三重労働局 雇用環境・均等室 担当官 三重労働局雇用環境・均等室 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
6月22日 (水) ※13:30～16:30	労働基準法のあらまし 労働トラブル未然防止のための労働関係法及び働き方改革関連法について、実例を交えて説明します。	大西 洋一 社会保険労務士 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 3単位
6月30日 (木) 14:30～16:30	産業医による職場巡視のポイント 産業医が、製造業を主とする工場や事務所を職場巡視する際のポイントについて、事例を交えて解説します。	後藤 義明 三重産業医会 理事 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位

7月6日 14:30～16:30	(水)	メンタル不調の早期気づきの支援 身体健康と同様、心の健康にとっても不調に早く気づき、対処することが大切であることは申すまでもありません。しかし、心の問題に自ら気づくことは難しいのも事実です。そこで、メンタル不調の早期気づきの支援の在り方について考えてみましょう。	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
7月7日 14:30～16:30	(木)	職場におけるアルコール健康障害対策 エチルアルコールの持つ発がん性、神経毒性の解明が急速に進んでいます。これらを活用し、アルコール健康障害を防止する心理教育的啓発が職場で可能となるようにエビデンスを伝えます。同時に、問題飲酒やアルコール依存症と思われる職員への介入法を説明し、専門治療に繋げ、共同して職員の回復を目指す方法を伝えます。	猪野 亜朗 泊ファミリークリニック 副院長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
7月15日 14:30～16:30	(金)	労働衛生行政の動向 労働者の健康を取り巻く状況、法改正の概要等。	三重労働局 健康安全課 担当官 三重労働局労働基準部健康安全課 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
7月28日 14:30～16:30	(木)	作業場の換気・排気(応用編) 粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の設計について、流体力学の観点から簡単に説明します。	辻本 公一 三重大学大学院 工学研究科教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
7月29日 14:30～16:30	(金)	労働時間と急性心筋梗塞 労働時間が急性心筋梗塞の発症リスクに及ぼす影響と、集団における寄与危険割合、すなわち、労働時間管理によって予防可能な心筋梗塞の割合についてお話します。	笠島 茂 三重大学大学院 医学系研究科教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
8月8日 14:30～16:30	(月)	事業場における治療と仕事の両立支援 がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのように対応したらよいでしょうか。厚生労働省が作成した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に沿って、環境整備や進め方、様式事例集等について説明します。	上住 津恵 当センター産業保健専門職 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
8月9日 14:30～16:30	(火)	石綿による健康障害の実態と対応 石綿は現在禁止物質になっていて、新製品には含まれていませんが、すでに石綿含有建材を使用した建築された建物の解体やリフォームの作業での石綿ばく露は現在も続いています。石綿による中皮腫、肺がんの発生も続いており、医師に求められる石綿関連疾患の知識とその所見の診方、石綿健康管理手帳交付などの対応について解説します。	柴田 英治 四日市看護医療大学 学長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
8月25日 14:30～16:30	(木)	作業環境測定結果の見方と評価及び事後措置 作業環境測定結果の見方と評価及び事後措置(リスク低減措置)、評価結果に係る関係法令、ばく露の指標としてのリスク見積り時(リスクアセスメント、特殊健康診断等)の留意点について説明し、リスクの見積りの事例について紹介します。	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
8月26日 14:30～16:30	(金)	化学物質管理 職場における化学物質管理について、今後の方向性を含めて概説します。	村田 真理子 三重大学大学院 医学系研究科教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
8月31日 14:30～16:30	(水)	メンタルヘルスと交流分析 交流分析理論は、S.フロイドの弟子のE.バーンによって提唱されたものです。この交流分析理論のうち「かかわり分析」「ストローク分析」「時間の構造化」等について解説するとともに、メンタルヘルスに対してどのような示唆をしているかについても考えてみましょう。	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
9月6日 14:30～16:30	(火)	労働衛生保護具の選択と管理 労働衛生保護具の選択方法とその管理方法の基本と、アーク溶接作業及び石綿作業(建築物の解体・改修工事における)における具体内容について説明します。	浅野 保 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
9月8日 14:30～16:30	(木)	労災保険制度及び認定基準等の概要 労災保険の給付内容や各種制度の概要、労災認定の考え方、各種認定基準等について解説します。(6月16日開催の研修会と同一内容です。)	三重労働局 労災補償課 地方労災補償監察官 三重労働局労働基準部労災補償課 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
9月9日 14:30～16:30	(金)	職場環境と職場巡視 ～事務職場を中心として～ 事務職場の巡視にあたり、規則、気を付けるべきところなどについてお話ししたいと思います。	酒井 秀精 三重産業医会 会長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
9月13日 14:30～16:30	(火)	健康診断と事後措置 健康診断の事後措置に関する指針ならびに職場における健康診断の事後措置の実例について述べたいと思います。	河野 啓子 四日市看護医療大学 名誉学長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
9月20日 14:30～16:30	(火)	職場における若年性認知症の理解と対応 全国に約4万人いるといわれている若年性認知症を取り上げ、職場での気づきのポイント、経過及び支援の概要について参加者の皆様と考えたいと思います。	井上 雄一朗 (医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
9月29日 ※14:00～16:00	(木)	ストレスチェックの集団分析による職場環境改善への活用 施行7年が経過したストレスチェック制度について、集団分析による職場環境に焦点を当て、見えてきた課題から職場環境改善の方法について考えましょう。	安保 明子 当センター産業保健相談員(保健指導担当) 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位

■令和4年度上期 産業保健研修会（産業保健スタッフ向け）【単位取得無し】

開催日時等	研修会テーマ／内容	講師／所属・役職・資格等／定員
4月26日（火）	職場のメンタルヘルス対策—管理監督者の役割—	河合 加代子
14:00～16:00 【オンライン研修】	上司になられた方、現在上司のお立場の方、部下とご自身を守り、良い関係づくりをするためにはどうしたらよいかについて、お話しします。	当センター産業保健相談員 (保健指導担当) 30名
5月13日（金）	熱中症の予防対策 ～STOP!熱中症 クールワークキャンペーン～	林 文代
14:00～16:00	毎年熱中症による労働災害が多発しています。職場における熱中症の予防については、平成29年より「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施要領が示され、職場において取り組みはされていると思います。令和4年度の厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署の取り組み内容と職場における予防対策について説明します。	当センター産業保健相談員 (保健指導担当) 18名
5月17日（火）	化学物質管理 ～保護具着用管理責任者の役割等～	伊能 雅彦
14:00～16:00	化学物質管理の規制が、今後「自律的な管理を基軸とする規制に移行」される予定であるが、その実施体制のポイントの1つが「保護具着用管理責任者」の選任義務化である。今回、その役割(保護具の選択、管理)について理解を深める。	労働衛生コンサルタント 18名
5月25日（水）	職場における腰痛予防対策	寶 幸夫
14:00～16:00	職場における腰痛予防対策について、労働衛生の三管理から対応を考え各自で演習問題等も行い、職場の腰痛対策について学びます。	中災防腰痛予防労働衛生教育 インストラクター 18名
5月30日（月）	高齢労働に備えた中年期からの体力づくり	中山 卓也
14:00～16:00 【オンライン研修】	高齢者の労働力を高めるためには、健全な身体の基本となる体力の維持が重要となります。中年期以降の急激な身体の衰えを防ぎ、10年後、20年後を見据えた体力づくりの方法をご紹介します。	中部労災病院治療就労両立支援 センター 主任理学療法士 30名
6月6日（月）	CREATE—SIMPLEでリスクアセスメントをやってみよう	浅野 保
14:00～16:00	厚生労働省HP「職場の安全サイト」で公開されている化学物質のリスクアセスメント支援ツールのひとつである、CREATE-SIMPLEについてリスク見積もり方法の概要と使い方を説明します。その後、実際にツールを使ってリスクアセスメントを体験してもらいます。	当センター産業保健相談員 (労働衛生工学担当) 18名
6月7日（火）	カウンセラーが行う初回面談 1時間何やっているの？	矢野 一郎
14:00～16:00 【オンライン研修】	「カウンセリングってどんなことやっているの？」という質問があります。そこで今回は、産業現場でカウンセラーがやっている1時間の初回面談について紹介します。カウンセリングの進め方、カウンセリングを実施するタイミング、カウンセリングを継続する判断基準等について考察してみましょう。	当センター産業保健相談員 (カウンセリング担当) 30名
6月14日（火）	パワーハラスメントを防止するアンガーマネジメントの活用	猪野 美春
14:00～16:00	2022年4月から中小事業主にも「パワーハラスメントの防止・対策」が義務化されました。怒りとパワーハラスメントの関係性を理解し、アンガーマネジメントを実行して、パワーハラスメントの予防ができるように解説します。	当センター産業保健相談員 (カウンセリング担当) 18名
6月28日（火）	あなたの会社、社員の高齢化進んでいませんか？ 実は私だって再雇用！	茂木 順子
14:00～16:00 【オンライン研修】	働く高齢者、働きたい高齢者は増加、そして働く高齢者の労働災害も増加しています。誰もが年を重ねますが、誰もが同じように老化は進まず、その現れ方はそれぞれです。働く高齢者の現状、今さらですが生理的な老化とは、高齢労働者のための安全衛生、「70歳までの就業確保は努力義務」(厚労省)のため早い時期から定年以降の備えなどお伝えします。	中部労災病院治療就労両立支援 センター 産業看護師 30名
7月11日（月）	アンガーマネジメント ～今日から始めるイラッ!!ムカッ!!ブチッ!!の対処法	山元 孝二
14:00～16:00	なんであんなに怒ってしまったのだろうか。この研修では怒りの感情を自ら「管理」し適切な問題解決コミュニケーションに結びつける心理トレーニングを紹介します。(参加型研修です)(こころしつとこセミナー)	三重県立こころの医療センター 精神保健福祉士 18名
7月13日（水）	労働安全衛生配慮義務と作業環境改善事例	山田 善久
14:00～16:00 【オンライン研修】	事業者責務の一つである労働安全衛生配慮義務について理解を深め、作業環境改善事例によりその対応・留意点を説明します。	当センター産業保健相談員 (労働衛生工学担当) 30名
8月2日（火）	発達障害の特性と雇用管理	障害者職業カウンセラー
14:00～16:00 【オンライン研修】	発達障害の特性やそれらを踏まえた職場での対応のポイント等について解説します。	三重障害者職業センター 30名
8月4日（木）	働き方改革はパワーハラスメント対策から	安藤 彩
14:00～16:00 【オンライン研修】	強い会社を作るための経営戦略にはパワーハラスメント防止対策が不可欠です。働き方改革関連法のおさらいから、企業に求められるパワーハラスメント防止措置策、パワーハラスメント発生時の対応、令和における良好な人間関係の構築について、判例をまじえながら考察する。	特定社会保険労務士 30名

■令和4年度上期 産業保健研修会（産業保健スタッフ向け）【単位取得無し】

9月2日（金）	①改正THP指針(Total Health Promotion Plan)の解説 ②衛生委員会(安全衛生委員会)の活性化に向けて	上住 津恵
14:00～16:00 【オンライン研修】	① 令和3年2月8日に改正されたTHP指針(事業場における労働者の健康保持増進のための指針)について、その概要や好事例を紹介します。 ② 衛生委員会は議題のマンネリ化などにより、形骸化の傾向にあることが指摘されています。衛生委員会の活性化に向けて参考となるよう、「衛生委員会活性化テキスト」に沿って説明します。	当センター産業保健専門職 30名
9月15日（木）	職場におけるアルコール健康障害対策	猪野 亜朗
14:00～16:00 【オンライン研修】	エチルアルコールの持つ発がん性、神経毒性の解明が急速に進んでいます。これらを活用し、アルコール健康障害を防止する心理教育的啓発が職場で可能となるようにエビデンスを伝えます。同時に、問題飲酒やアルコール依存症と思われる職員への介入法を説明し、専門治療に繋げ、共同して職員の回復を目指す方法を伝えます。	泊ファミリークリニック 副院長 30名
9月21日（水）	産業保健スタッフによる職場巡視のポイント	後藤 義明
14:00～16:00	産業保健スタッフが、製造業を主とする工場や事務所を職場巡視する際のポイントについて、事例を交えて解説します。	三重産業医会 理事 18名
9月26日（月）	職場でのメンタルヘルス相談の受け方	河合 加代子
14:00～16:00	職場で、気がかりな部下に声をかけるとき、また、「実は」と相談があった時、話をどう聴くことができるかで、その後の状況は変わります。話の聴きかたを演習を交えてお話しします。	当センター産業保健相談員 (保健指導担当) 18名

(注)産業保健研修会にお車でお越しの際は、三重県医師会第2駐車場(表紙案内図参照)をご利用ください。なお、第2駐車場の駐車スペースは、40台程度で、満車となる場合もあります。特に毎週木曜日の午後は混雑しますので、出来る限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。

☆新規お知らせ☆

産業保健研修会の現地開催分に係る産業保健スタッフ向け【出席カード】を発行します

令和4年度上期分(4月～9月)、下期分(10月～3月)開催予定の産業保健スタッフ向け産業保健研修会について、当センターの会場で開催する研修会に出席され、希望される方に対して、出席カードを発行します。

ご希望の方は、下記注意事項をご覧いただいた上、研修会当日、受付の際にお申込みください。

【出席カード注意事項等】

- 当センター主催の産業保健研修会(現地開催)に出席の上(15分以上の遅刻又は早退者は除く)、希望される産業保健スタッフの方(産業医を除く)に対して発行し、研修会終了後に出席確認の押印をさせていただきます。
- 二回目以降出席の産業保健研修会において、出席確認の押印を希望される方は、その都度ご持参ください。
- 各期、お一人様一回の発行とし、再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。
- 3回押印させていただいた方には、産業保健ハンドブック(労働調査会発行)を差し上げます(先着20名限定)

●メールマガジンのお知らせ

三重さんぽセンターでは、利用者の皆様に産業保健に関する新たな情報等をお手元により早くお届けするために、毎月1回、15日を目途に「三重産保メルマガ」を配信しております。当メルマガは、日本医師会認定等産業保健研修のご案内、産業保健に関する最新情報、産業保健相談員による相談コーナー、イベント案内、労働行政からのお知らせ等利用者の皆様にお役立ていただけるものとなるよう努めております。是非ご登録をお願いします。配信をご希望の方は、下記の当センターのHPからお申し込みいただけます。↓

<https://www.mies.johas.go.jp/merumaga/>

【さんぽセンター】●三重産業保健総合支援センター

【地さんぽ】○桑名地域産業保健センター ○四日市地域産業保健センター ○鈴鹿亀山地域産業保健センター ○津地域産業保健センター
○松阪地域産業保健センター ○伊勢地域産業保健センター ○伊賀地域産業保健センター ○東紀州地域産業保健センター

さんぽセンター・地さんぽの事業内容は、

検索